

掛川市告示第96号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2項の規定により次のとおり届出があった。

令和4年10月28日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

掛川市川久保745番地の1

有限会社 エイケイ赤堀工事

代表取締役 赤堀秀和

2 届出の理由

代表者の移動があったため

3 届出の内容

変更前 代表取締役 赤堀鐵彦

変更後 代表取締役 赤堀秀和

4 変更年月日

令和4年8月1日